

障がい者等通所交通費助成について

制度の目的

定期的に通所する障がい者の方や難病患者の方に対して、通所にかかる交通費の一部を助成することにより、社会復帰、社会参加の促進等を図ることを目的とします。

助成対象

対 象 者	対象（通所）施設	対象交通機関
○ 身体障がい3～6級の方	○ 生活介護	○ 地下鉄
○ 知的障がいB・B-の方	○ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	○ 市電
○ 精神障害者保健福祉手帳3級	○ 就労選択支援	○ JRバス
○ 自立支援医療（精神通院医療）を受けている方	○ 就労移行支援	○ 中央バス
○ 精神の障がいにより、対象施設に通所している方	○ 就労継続支援（A型、B型）	○ じょうてつバス
○ 精神の障がいにより、対象施設に通所している方	○ 地域活動支援センター （相談支援併設型及び就労者支援型を除く）	○ 夕鉄バス
○ 難病患者	○ 地域共同作業所	○ ばんけいバス
		○ JR鉄道

- ※ 対象者は、市内に居住し住民登録をしている方です。対象施設は札幌市外も含みます。
- ※ 従来の制度では、身体・知的障がい者の方は、月の通所日数が11日以上の場合に限り、助成の対象としていましたが、制度の見直しにより、通所日数による制限はなくなりました。
- ※ 身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1・2級の方は原則助成対象となりませんが、JR鉄道を利用して通所する場合は、JR鉄道分に限り助成対象となる場合があります。
- また、交通費助成制度において福祉乗車証を選択している方については、JR鉄道分のほか、市外の施設に通所する場合も、助成対象となる場合があります。
- ※ 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による移送費を受けることができる方や収入認定時に交通費を控除できる方は除きます。

助成内容

- 通所施設を通じて、1か月単位で助成を行います。
- 1月当たりの助成額
 - ① 利用する公共機関のすべてで運賃割引が適用になる経路の場合
一日にかかる通所費用に25%を掛けた金額×通所日数
 - ② 利用する公共機関で運賃割引が適用にならないものを含む経路の場合
一日にかかる通所費用に50%を掛けた金額×通所日数

① 1日の往復運賃が200円（運賃割引あり）で、1か月に20日通所した場合

20日

1か月の
交通費

4,000円

= 200円 × 20日

1か月の助成額

1,000円

= 200円 × 25% × 20日

② 1日の往復運賃が400円（運賃割引なし）で、1か月に20日通所した場合

20日

1か月の
交通費

8,000円

= 400円 × 20日

1か月の助成額

4,000円

= 400円 × 50% × 20日

助成手続

- ① 助成希望者は、通所（変更）届を施設長等に届出
- ② 施設長等は、通所経路や所要額などを確認
- ③ 施設長等は、申請や請求などに係る委任状を作成
- ④ 施設長等は、翌月15日頃までに、通所（変更）届、委任状（年度初回のみ）、助成申請書、請求内訳書及び出勤簿の写しを障がい福祉課に提出（1か月単位）
- ⑤ 施設長等は、④と併せて、請求書を障がい福祉課に提出
- ⑥ 障がい福祉課は、施設長等口座に助成金を振り込む。
- ⑦ 施設長等は、速やかに助成希望者に助成金を支払い、請求内訳書の写しに支払月日を記載する。助成金を受け取った助成希望者は受領印を押印する。
- ⑧ 施設は、支給に関する帳票等を整備（支給後5年間保存）

その他

- 不正受給した場合、以後の助成を停止し、助成金を返還させることがあります。
- 助成金の支給状況等について、施設を調査することがあります。

※問い合わせ先 札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課 ☎ 011-211-2936